

特設クラブ活動のあり方に関 するガイドライン 〔小学校版〕



【第4版】

令和6年9月
柏市教育委員会

はじめに

はじめに

特設クラブ活動は、学校の教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力・態度を育んできました。また、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身の健全な育成に資することができる大変有意義な教育活動でもあります。

一方で、価値観の多様化や少子化、教員の大幅な世代交代といった時代の変化により、活動する部員数の減少、指導する教員の専門性の低下、児童や保護者のニーズの多様化など、解消すべき課題にも直面しております。

また、教員の超過勤務について国から上限が示されたことにより、部活動のあり方について、従前の考えから脱却し、持続可能な運用を目指すべき時代がやってきたものと捉えております。

令和4年12月には、国から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されました。これまで教員の献身的な勤務により実施されていた部活動について、今後は地域と連携し、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、持続可能な運営体制へ改革を進めることが明示されております。

柏市では、全国に先駆けて休日の部活動の地域移行を推進しており、生徒の活動の機会を担保すること、教員の働き方改革といった両面で、一定の効果が出ていると捉えております。

一方で、平日の部活動の抜本的な改革も必要です。教員が本来の業務である、子どもたちに向き合う時間を確保することで、子どもたちが新しい知識や技能を学び続けることができる環境が整備されるよう、今後も改革を進めていくことが求められております。

今回の改定では、国が示している部活動改革推進期間に合わせ、令和7年度末までを柏市における各校の部活動改革推進期間とし、令和8年度のガイドライン改定に向け準備を進めることと明示しました。

今後、各学校が本ガイドラインを活用し、学校教育目標や目指す生徒像の実現に向けて、全教職員で部活動のあり方について協議し、学校一丸となって、より効果的で持続可能な部活動の実現に向けた検討がなされることを願っております。

終わりに、この『部活動のあり方に関するガイドライン』の策定にあたり、ご協力を賜りましたワーキンググループの委員の皆様には深く感謝申し上げますとともに、さらなるご支援、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。柏市は今後も、将来にわたって持続可能な部活動のあり方について、検討を重ねてまいります。

令和6年9月
柏市教育委員会

目次

ページ

■はじめに

1 特設クラブ活動の位置付けと意義

- (1) 特設クラブ活動について 1
- (2) 特設クラブ活動の位置付け 1
- (3) 特設クラブ活動の意義 1・2

2 組織的・効果的な運営

- (1) 本ガイドラインの扱い 3
- (2) 学校全体での組織的な運営 3
- (3) 担当者の役割 3
- (4) 活動計画の作成 4・5

3 特設クラブ活動の適切な運営

- (1) 体罰の根絶 6
- (2) 活動計画の設定 6
- (3) 保護者との連携 7
- (4) 事故防止の留意点 7・8

4 持続可能で効果的な特設クラブ活動運営に向けて

- (1) 担当者の指導力向上のための研修講座開催 9
- (2) 部活動外部指導者・部活動支援者等の派遣と効果的な活用 9
- (3) 児童の自主的・自発的な活動の推進 9
- (4) 特設クラブ活動における小中高接続の促進 9
- (5) ガイドライン廃止及び改定へ向けた今後の流れ 10

■参考資料

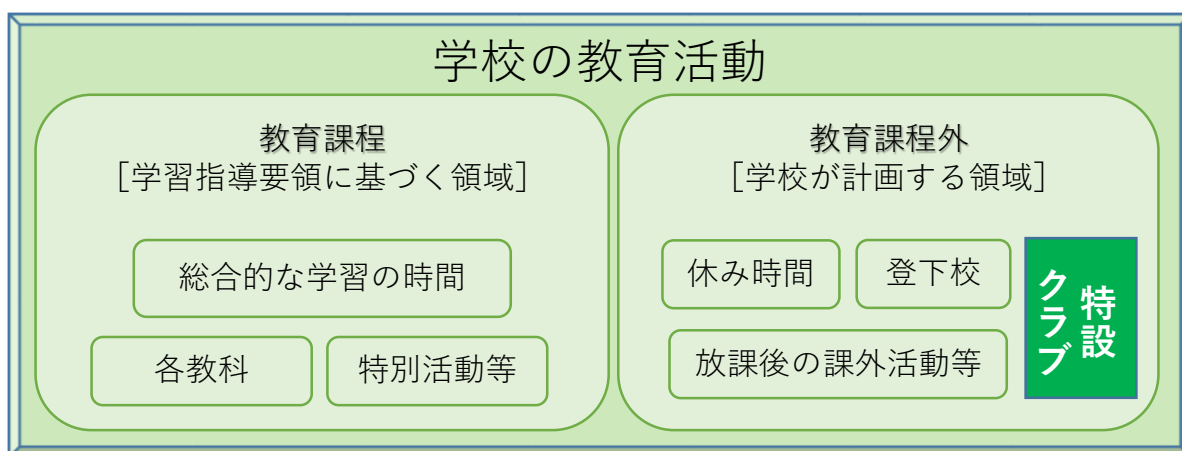
<参考資料・引用文献一覧>

1 特設クラブ活動の位置付けと意義

(1) 特設クラブ活動について

特設クラブ活動は、学校が設置するものであり、児童の健全育成に大きな役割を果たしています。

(2) 特設クラブ活動の位置付け



小学校学習指導要領において、「特設クラブ活動」や「部活動」について明確な規定はなされていませんが、小学校学習指導要領解説体育編には、以下のような記載があります。

クラブ活動，運動部の活動は，スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり，体育の授業で学習した内容を発展させたり，異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。

(中略)

また，運動部の活動は，主として放課後を活用し，特に希望する児童によって行われるものであるが，児童の能力や適性などを考慮し，教師などの適切な指導の下に，自発的，自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

【小学校学習指導要領解説体育編 第3章 3】

特設クラブ活動は，共通の興味や関心をもつ，異なる学級や学年の児童も含む同好の児童によって組織され，交流を深めたり，教科学習との関連により，発展した学びの場としての教育効果が期待される課外活動として位置づけられます。

(3) 特設クラブ活動の意義

自己の興味・関心に応じて，スポーツや文化に触れることにより，仲間と交流する楽しさや競技等の魅力を体感することが特設クラブ活動の主たる意義です。また，教育課程との連携を図ることで，次のような教育的意義が考えられます。

自主的・自発的な特設クラブ活動への参加

【多様な学びや経験】

- ・ 異年齢集団による活動
- ・ 目標達成に向けたPDCAサイクルの主体的実践
- ・ 共通の目的で活動する仲間
⇒ 教室外の居場所・活躍する姿
- ・ スポーツや文化及び科学等に親しむ経験
- ・ 多様な方法で参加
(みる, する, 支える)

【教育的意義】

- | | |
|------------------|--------------|
| ・ 豊かな人間性 | ・ 充実した学校生活 |
| ・ 豊かな人間関係 | ・ 充実感や達成感 |
| ・ 規範意識, 社会性, 協調性 | ・ 責任感, 帰属意識 |
| ・ 思考力, 表現力, 判断力 | ・ 専門的な知識, 技能 |
| ・ 体力の向上や健康維持 | ・ 地域との交流 |
| ・ 自己肯定感 | など |

「特設クラブ活動」のあり方

【意義について】

- 児童が興味のあるスポーツや文化的活動に触れる機会
⇒ 生涯にわたり, スポーツや文化に親しむ資質・能力を育む
- 異なる学級や学年の児童と交流する場
⇒ 見通す力, 挑戦する力, 関わり合う力, 自立する力を育む

【小学校】スポーツや文化に**触れる**・多様な他者と**交流**する

『やってみよう』⇒ **楽しむ経験, 交流する楽しさを経験**
目標に向けて粘り強く取り組む経験

2 組織的・効果的な運営

(1) 本ガイドラインの扱い

本ガイドラインは、小学校を対象とするものです。

(2) 学校全体での組織的な運営

特設クラブ活動は、学校教育全体の中に位置付け、職員間の連携を図り、外部指導者等の協力を得ながら、組織的に運営していくことが重要です。全校体制で取り組むことによって、児童理解が進み、学習面や人間関係等に良い影響を及ぼします。

また、特設クラブ活動は、児童の自主的・自発的な参加によって行われ、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ資質・能力の育成を目指すものです。年間を通じて所属を強制するものではなく、興味関心に応じて自由に参加可能な運営が望まれます。

(3) 担当者の役割

担当者の役割としては、大きく「児童の管理面」と「技術指導面」の2つの役割があります。年間行事計画の中に活動期間を位置づけ、担当者の役割分担を含めた活動計画のもと運営することが望まれます。

他の行事と同様、以下のような担当業務に適切な人員を配置し、組織的な運営となるよう役割分担を明確にすることで安全で充実した活動が実現できます。

特設クラブ活動運営上の主な役割

児童の管理面			技術指導面
指導計画作成	事故防止・安全対策	担当国会議出席	専門的な指導
参加者名簿作成	配当予算管理	大会主催者との 連絡・調整	個性・能力の伸長
児童の健康管理	施設・用具の管理		豊かな人間関係 づくり
児童の生活指導	大会・コンクール等への引率	外部指導者との 連絡・調整	充実した学校生活
担任との連絡・調整	保護者との連絡・調整		人格形成

(4) 活動計画の作成

児童の自主的・自発的な参加により行われる特設クラブ活動は、学校教育の一環であり、担当者は教育課程との連携が図られるよう留意し、学校教育目標や目指す児童像の実現を目指した、組織的な運営ができるよう計画することが必要です。

児童が意欲的に、夢中になって活動することは望ましいことですが、担当者は、過度な活動とならないように、児童の発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定する必要があります。児童一人ひとりの実態を踏まえ、生活のバランスや将来的な成長に向けた教育的な配慮が重要となります。また、児童の自己肯定感を高め、自信を持たせるような指導も必要です。過度の勝利至上主義的な指導や、休養日もなく毎日練習するスケジュールや活動時間では、児童の健全な心身の成長や、学校生活への悪影響が懸念されます。

運営方針や活動計画に関しては、保護者への周知も大切になります。保護者の要望や価値観が多様化しており、「厳しく鍛えてほしい」、「楽しく活動させてほしい」など、様々な意見が出されることがあります。また、学習との両立について悩みを持つ児童や保護者がいることも忘れてはいけません。担当者がしっかりと方針や活動計画を立て、保護者会等できちんと説明する必要があります。

児童や保護者の意向、学校や地域の実態に応じて、科学的、合理的なトレーニングを導入したり、短時間でも効果的な練習を導入したりするなど、ニーズにあった活動が展開されるよう工夫することも大切です。

学校教育目標・目指す児童像

ホームページ等で周知

〇〇小学校 特設クラブ活動経営方針(例)

- | | |
|-------------|-------------|
| ・クラブのねらい | ・クラブで育むこと |
| ・クラブ(担当者)一覧 | ・活動場所 |
| ・活動時間 | ・必要経費 |
| ・入、退、転部について | ・活動の規定(きまり) |

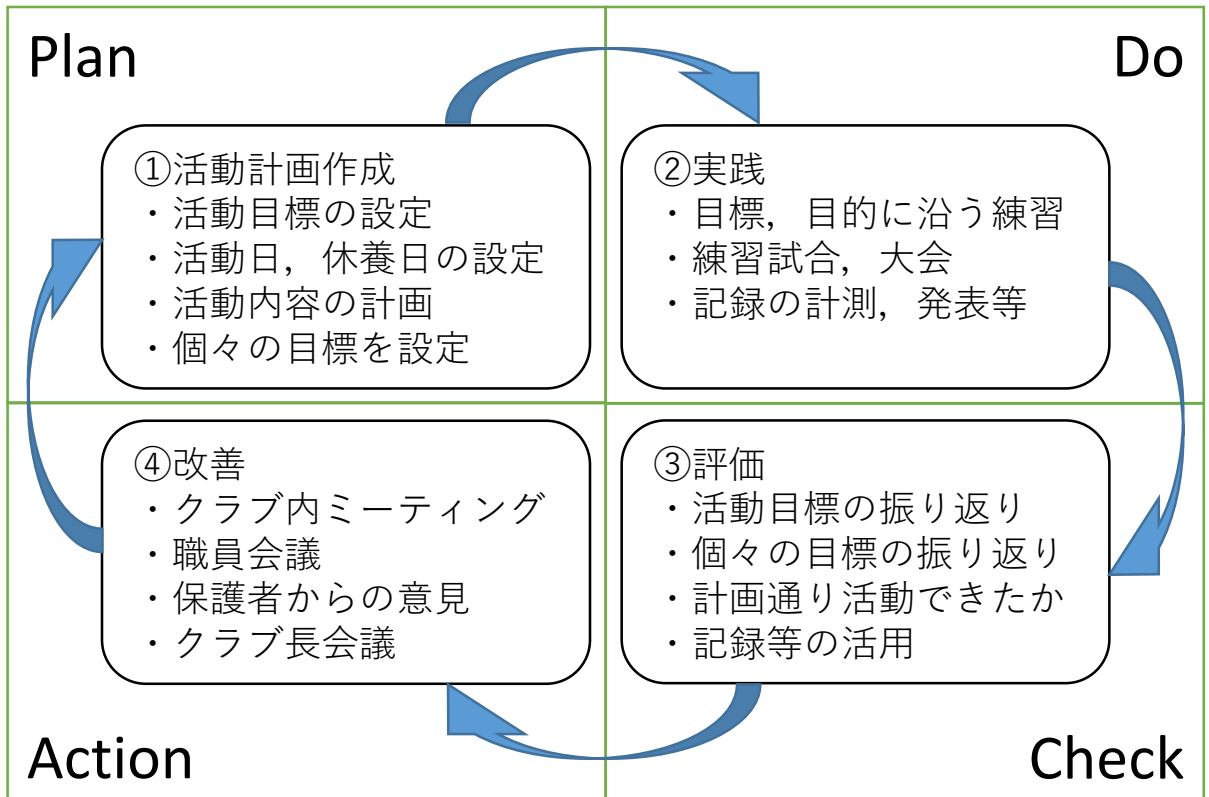
結成式や保護者会にて
児童，保護者に説明

経営方針

〇〇クラブ 運営方針(例)

- ・ 年間，月間の目標
- ・ 年間予定
(ポイントとなる大会等)
- ・ 大会等の目標
- ・ ねらい，めざす姿
- ・ 約束やきまり
- ・ 活動内容
- ・ 必要経費
- ・ 施設，用具の説明
- ・ 健康，安全について 等

【月活動計画】



⇒月別の活動計画と活動報告を学校で取りまとめ活動状況を確認
(柏市内共通の予定表を使用)

3 特設クラブ活動の適切な運営

(1) 体罰の根絶

法により禁止されていることはもちろんのこと、児童の人格を否定し、傷つける体罰は健全な人格の形成を目指す学校教育においてあってはならないものです。

平均寿命の上昇が進むことが予想される現在、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ資質や能力を育むことは、児童の豊かな人生の構築や、社会の活性化に欠かせないものとなっています。

特設クラブ活動は、学校が設置するものであり、児童の健全育成に大きな役割を果たしています。経験のない児童や特別な支援が必要な児童も含め、すべての児童が安心して参加できるような運営を行うことが大切です。

(2) 活動計画の設定

児童の心身の健全な発達や担当者の負担軽減のために、適切な計画を立てる

この方針に基づき、活動計画の作成等を行ってください。

- ① 平日の活動を原則とする。
(大会・コンクール等の当日及び直前の練習を除く。)
- ② 平日の活動は、朝もしくは放課後のどちらかとする。
- ③ 1 時間半程度の活動を限度とする。
- ④ 1 週間のうち、平日に 1 日以上 の休養日を設ける。

令和 8 年度より特設クラブガイドラインは廃止。

特設クラブの活動は原則、実施しない。

(大会やコンクール、地域行事等に出場する場合は 1 カ月程度までの練習とする)

* 10 ページ参照

(3) 保護者との連携

活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠です。保護者の考え方や要望が多様化している中で、保護者に特設クラブ活動の運営に関して正しく理解してもらうことは、非常に重要です。そのためにも、保護者の願いや意見をしっかりと受け止めること、適切に情報提供をしていくことが望まれます。

【保護者との連携を深めるポイント】

- ① 年度当初の保護者会等で、「特設クラブ活動の運営方針・活動計画」などを説明する。また、活動計画にはあらかじめ土日祝日の「活動日」を明記しておく。
- ② 大会・コンクール等の参加については、校長名文書にて早めに知らせる。
- ③ 参加費等を徴収する場合は、文書（校長名）で知らせるとともに、収支報告を必ず行う。その際、保護者の負担軽減について最大限の配慮をするとともに家庭が支払うものについて時期と金額を年度当初に示す。
- ④ 月ごとの活動計画を前月25日までを目安に文書で配付する。
- ⑤ 長期休業中の活動計画は、10日以上前に配付することを目指す。
（保護者が休業中の計画を立てられるような配慮をしていく）
- ⑥ 練習予定等に変更が生じた場合は、必ず保護者に連絡する。
- ⑦ 練習等による傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。
- ⑧ 学校から保護者に対して送迎(乗り合わせ)の依頼を行ってはいけない。
*保護者による任意の送迎については、事故等が起きた際の責任が保護者にあることや様々なリスクが伴うことについて事前に説明する。

保護者の経済的な負担への配慮も不可欠です。特に、経済的な理由で児童の部活動が制約を受けること（入部したいのにできない、途中で退部せざるを得なくなるなど）のないように、学校や担当者は最大限の配慮をする必要があります。

また、公費や児童会費等で賄えない消耗品費等を徴収せざるを得ない場合は、次の2点を必ず守ってください。

- ① 校長の決裁を仰ぐこと

② 収支報告を必ず行うこと

(4) 事故防止の留意点

教職員は、教育活動のあらゆる場面において、常に児童の健康面への配慮や安全確保を図る義務があります。特に、身体活動が伴う特設クラブ活動は、児童の安全が確保された上で行われることが大前提です。

日頃から指導者と児童の事故防止に対する意識を高め、できる限りの注意を払い、事故防止に努めることが大切です。

《事故防止の留意点》

① 健康状態の把握

- ・ 児童に自らの健康状態について関心や意識を持たせる。
- ・ 適度な休養や栄養の補給に留意する。
- ・ 活動に際し、健康観察を適切に行い、体調が優れない児童に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか、休ませる。

② 施設、設備、用具の安全点検の安全管理

- ・ 施設、設備、用具の使用前、使用后及び定期的な点検を行う。また、児童にも、安全点検の習慣化を図る。
- ・ 施設、設備、用具を正しく使い、事故が起きないようにする。
- ・ 校外で活動する場合、使用前の安全確認を行い、児童にも周知する。

③ 養護教諭との情報共有

- ・ 担当者は児童の健康様態・疾病の程度等を共有するために、適宜、養護教諭との情報交換を図る。

④ 教職員の対応力を高める

- ・ 救命救急講習会を毎年実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応の仕方について全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておく。

⑤ 事故への対応

事故の発生

《初期対応》

- ・ 事態や状況の把握
- ・ 児童の安全確保、傷病者の応急手当

《組織的に対応》

- ・ 管理職への報告
- ・ 他の職員への協力要請
- ・ 発生状況の正確な記録

《保護者への連絡》

- ・ 正確な状況の伝達
- ・ 対応方針の提示
- ・ 病院への搬送について説明

《外部機関との連携》

- ・ 救急車の要請
- ・ 消防署、警察署への連絡
- ・ 教育委員会への報告

《事後対応》

- ・ 事故報告書作成
- ・ スポーツ振興センターへの報告
- ・ 検証、再発防止対策
- ・ 当該児童へのアフターケア

4 持続可能で効果的な特設クラブ活動運営に向けて

(1) 担当者の指導力向上のための研修講座開催

担当者の指導力向上のために、年1回「部活動指導者研修講座」を開催する

活動の質的向上を図るためには、指導力向上が不可欠です。そこで、児童生徒の主体性を生かし、短時間で効率的な指導を行い、成果を上げている指導者の講演や、児童生徒理解のための研修、部活動事故対応研修、児童生徒の安全・健康面に関する研修等、担当者の指導力や意欲の向上につながる研修講座を、柏市教育委員会の主催で開催します。本研修講座の受講対象者は、小中学校の部活動顧問(担当者)及び部活動外部指導者とするので、積極的な参加をお願いします。

(2) 部活動外部指導者・部活動支援者等の派遣と効果的な活用

部活動外部指導者・部活動支援者等の派遣を充実させる

専門的指導の充実を目的に現在実施しております「柏市小中学校部活動指導者派遣事業」は、継続して行います。

(3) 児童の自主的・自発的な活動の推進

自主的・自発的に、部や個人の目標に向かって活動できる風土を醸成する

特設クラブ活動の質的向上には担当者の指導力向上が不可欠です。しかしながら、職員の異動に伴い活動が大きく変容してしまうといったことのないよう、児童が自分たちで目標に向かって活動できる風土を培っていくことも重要です。先生の指示がないと活動・行動できない、その時々で何をなすべきか自分(たち)で判断できないということでは、これからの社会で活躍することは望めません。各校の特設クラブ活動が、より一層、児童の自主的・自発的な活動となることが肝要です。

(4) 特設クラブ活動における小中高接続の促進

顧問・担当者同士の交流により、指導力の向上を図る

健全育成や部活動における活躍には、小中高校の顧問・担当者同士が連携することが重要です。

(5) ガイドライン廃止及び改定へ向けた今後の流れ

【小学校】

年度	あり方に関する検討	小学校
R6	(9月) ガイドライン改定	市主催行事の廃止 特設クラブのあり方の見直し (保護者等への周知)
R7	WG開催 運動や音楽に触れる機会の確保 に向けた検討	実施する場合は 教員の負担軽減を図りながら行う
R8	【小学校版】ガイドラインの廃止	原則、活動を行わない (大会や地域行事等参加のため活動を行う場合は1か月程度とする)

【中学校】

年度	のあり方に関する検討	中学校
R6	(9月) ガイドライン改定	(9月) 土日は原則、活動を行わない。 千葉県小中学校体育連盟および柏支部主催大会(総合体育大会・新人大会)、コンクールや発表会の1か月前より、また、そのシード決め等に係る大会の2週間前より、土日いずれか一方を活動してもよいものとする。
R7	WG開催 持続可能なあり方の検討 (部活動数の削減、合同部活動の実施等)	教育課程や日課表等の見直し 各校において部活動改革推進 持続可能な形での実施を検討 (週3回の実施、校内合同部活動設立等)
R8	ガイドライン改定	完全下校17:00

参考資料

(1) 学校の活動方針

(小学校は「特設クラブのあり方に関するガイドライン」を参照して作成)

柏市立〇〇学校

特設クラブの活動方針

1 教育目標

2 特設クラブの基本方針

(1) 適切な指導

柏市「特設クラブ活動のあり方に関するガイドライン」に基づき，自主性・自立性を尊重し，体罰・ハラスメントを根絶した適切な指導を行う。

(2) 活動時間及び休養日について

① 平日の活動を原則とする。

(大会・コンクール等の当日及び直前の練習を除く。)

② 平日の活動は，朝もしくは放課後のどちらかとする。

③ 1時間半程度の活動を限度とする。

④ 1週間のうち，平日に1日以上休養日を設ける。

3 設置クラブ

4 特設クラブ活動の約束

5 最終下校時刻

(2) 活動計画表

令和○年度 柏市立○○小中学校

部・クラブ顧問：○○ ○○

4月の予定

日	曜	行事予定	午前（朝）	午後	活動内容	活動場所	平日記入欄	休日記入欄
1	木							
2	金							
3	土							
4	日							
5	月							
6	火							
7	水							
8	木							
9	金							
10	土							
11	日							
12	月							
13	火							
14	水							
15	木							
16	金							
17	土							
18	日							
19	月							
20	火							
21	水							
22	木							
23	金							
24	土							
25	日							
26	月							
27	火							
28	水							
29	木							
30	金							

平日休養日0

休日休養日0

活動報告

保護者へ通知

活動を記録

番号	部・クラブ		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
			平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	合計
1		休養日																											
		平均時間																											

各部の活動実績を一括管理

(3) 特設クラブ活動チェックファイブ

＜資料「千葉県安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」＞

特設クラブ活動チェックファイブ

1 適切な活動計画を作成しているか

- ☐ 特設クラブ活動の活動方針作成
- ☐ 月間の活動計画
- ☐ 練習計画等の児童への周知と理解
- ☐ 練習環境や気象状況等を考慮した練習内容への配慮
- ☐ 管理職への活動実績の報告

2 児童の健康状態や体力・技能等を把握しているか

- ☐ 当日の健康状態の把握
- ☐ 体力・技能レベルや負傷・障がい等の状況の把握
- ☐ 性格・意欲等の把握

3 練習場所や用具・器具の安全点検と安全指導を行っているか

- ☐ 施設や用具・器具の安全点検
- ☐ 活動に伴う事故防止・安全指導
- ☐ 校外へ移動する場合の安全指導

4 緊急時の連絡体制は確立されているか

- ☐ 緊急時対応マニュアルの作成
- ☐ 関係機関との連携と協力体制の確立
- ☐ 緊急時の連絡方法・手段の確立

5 保護者との連携はとれているか

- ☐ 活動方針の理解
- ☐ 活動計画（練習内容）の周知
- ☐ 大会や校外での活動時の日時・場所等の周知

4 熱中症の予防と対処の徹底

(1) 熱中症対策について

ア 場所により、熱中症の危険性に違いがあることを念頭に置き活動前に気温、湿度、気流などを確認し、活動内容を調整(中止も含む)する。

イ 校舎内に1室以上、常時冷房が効いた部屋を用意し、休憩室として積極的に活用する。学校外での活動の場合も同様とする。

ウ 児童生徒が、自分の身を守るための指導を適宜行う。

(2) 運動を伴う活動および各種大会等について

ア WBGT値対応表に基づき、近隣観測地(我孫子)の予測値を参照しつつ、各活動場所の実測値が33℃以上になった場合は、運動を伴う活動は中止する。また、大会においても中止や延期する。

WBGT値が31℃以上の場合は、運動を伴う活動は中止する。「特別の場合」の適用は大会のみとする。※次項参照

ただし、空調設備等のある涼しい場所のWBGT値が基準値内の場合を除く

イ 部活動等の活動終了時刻については、事前に保護者に周知するとともに活動時間を遵守し、変更が生じた場合には、保護者への連絡を工夫する。

ウ 大会直前の練習であっても、WBGT値による対応に関して例外を認めないため、活動は涼しい時間帯や朝練習で行う等工夫する。

エ 体調の確認のために声掛けや観察等を実施するとともに、こまめな水分補給や休憩時間を確保する。顧問不在での活動は絶対に行わない。

(3) その他

ア 体力・健康状況により、熱中症のリスクに違いがあることを理解し、体調不良者が申し出やすい環境を整える。

イ 制服での登下校をする場合は、体操服との重ね着を防ぐために、着替え場所の確保等の工夫を図ること。

ウ チェックリスト等の効果的な活用をすること。

エ 熱中症警戒アラート発令の確認は、各校において勤務開始時から随時関係省庁のホームページ等より行うこと。

※熱中症予防情報サイト(環境省)または、環境省のメールおよびLINE配信サービス等から、近隣観測地(我孫子)の値を確認する。

【環境省熱中症予防情報サイト】<http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

熱中症予防運動指針

WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなり、体から熱を逃すことができない。特別の場合以外は運動は中止する。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

WBGT (湿球黒球温度)

屋外: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

屋内: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

●環境条件の評価はWBGTが望ましい。

●湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする。

●乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。

【「特別の場合」とは】

医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のこと。

1 一次救命処置保持者

心肺蘇生法及びAEDの一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる、かつ熱中症の応急処置について理解しており、処置行動がとれる者。

2 救護所の設置

風通しのよい日陰や、できればエアコンの効いた室内等で、当事者が避難及び休憩できる場所を設置してあること。

3 救急搬送体制

当事者の応急処置、救急車の要請等、有事の際の救急連絡体制が整っていること。

[千葉県教育委員会 学校における熱中症対策ガイドラインより]

(5) 脳しんとうへの対処

脳しんとうとは、転倒や外傷などの直接的な頭部への打撃により脳が大きく揺さぶられ、一時的に起こる脳の機能障害のことです。身体の衝突や衝撃を避けられないスポーツなどでよく起こるとされています。また、転倒などで頭部から倒れた際に頭部を打ち付けることでも脳しんとうは起こりやすいと言われています。脳しんとうやその疑いがある場合、下記に従って対処をしてください。

《脳しんとうの所見・症状》

- | | | | |
|-------------------------|----------|-----------|---------|
| ・意識消失 | ・記憶喪失 | ・頭痛 | ・めまい |
| ・ふらつき | ・おう吐 | ・反応が鈍い | ・集中力がない |
| ・物が二重に見える | ・ぼやけて見える | ・混乱して取り乱す | ・けいれん |
| ・光や音に敏感 | ・いらいらする | ・悲しい | ・不安 |
| ・霧の中にいる気分 などがあります。 | | | |

また、脳しんとうの症状には3つのレベルがあります。

軽度 : 一過性の意識混濁。記憶は正常であることが多い。

中等度 : 2分以内の失神。記憶障害。持続する頭痛・吐き気。

高度 : 2分以上の失神。上記の症状。

中等度以上の症状の場合、意識が戻っていたとしても脳に大きなダメージを負っている可能性が高いです。速やかに病院を受診してください。

児童生徒が頭部打撲、あるいは、頭部に強い衝撃を受けた可能性のある場合は、たとえ症状所見がなくても、ただちに練習や試合をやめさせ、バイタルサイン（意識レベル、呼吸、心拍数、血圧、体温）を確認してください。その際、無理に起こしたりゆすったりせず、いつ、どこで、どのような形で頭を打つなどしたか、受傷の程度や状況も把握してください。そして、受傷者の観察を続け、一人きりにしないようにしてください。

頭痛・おう吐・意識障害・まひ・感覚障害・ろれつ障害・複視・めまいなどの神経症状がある場合は、救急車の出動を要請してください。また、体調不良（何

となく気持ち悪いなど)を訴える場合は、速やかに医療機関を受診し、指示を仰いでください。

児童生徒は、受傷後何時間もあるいは何日も経って、初めて症状を自覚したり、報告したりすることがあります。脳損傷を見逃さないためには、常にその可能性を念頭におくことが肝要です。

(6) 心臓しんとうへの対処

①心臓しんとうとは

心臓しんとうは、胸部に衝撃が加わったことにより心臓が停止してしまう状態です。多くはスポーツ中に、健康な子どもや若い人の胸部に、a 比較的弱い衝撃が加わることにより起こります。

心臓しんとうは衝撃の力によって心臓が停止するのではなく、心臓の動きの中で、b あるタイミングで衝撃が加わった時に、c 致死的不整脈が発生することが原因と考えられています。

- a 比較的弱い衝撃 ⇒ 胸骨や肋骨が折れたり、心臓の筋肉が損傷するような強い衝撃ではありません。子供が投げた野球のボールが当たる程度の衝撃で起こります。心臓の真上あたりが危険な部位です。
- b あるタイミング ⇒ 心臓の収縮のための筋肉の興奮が終わり始める時で、心電図上でT波の頂上から15-30msec（ミリ秒：15-30/1000秒）前のタイミングです。
- c 致死的不整脈 ⇒ 心室細動といって、心臓の筋肉が痙攣している状態となり、心臓は収縮できず血液を送り出せません。つまり心臓が停止している状態です。

②もしも発症してしまったら

一刻も早く心臓マッサージやAED等によるa B L S（一次救命処置）を開始することです。特に、心室細動に対しb 除細動を実施することです。ですから、指導者はもちろん子どもたち自身や関係者もB L Sを実施できるよう、定期的に訓練を受けることが望ましいです

a <u>B L S（一次救命処置）</u>	⇒ 心臓マッサージ，気道確保，人工呼吸，A E Dによる除細動の蘇生処置。
b <u>除細動</u>	⇒ 心室細動に電氣的ショックを与え，正常な心臓の動きに戻す治療行為。

1 1 9 番通報してから救急隊が現場に着くまで6分くらいかかります。A E Dによる処置が1分遅れるごとに約7～10％治療成功率が低下します。また，心臓停止時間が5分以上になると，意識の回復が難しくなり社会復帰することができなくなります。従って，現場にいる人が直ちに除細動治療を実施することが必要です。

(7) セルフチェックリスト

特設クラブ活動，特に運動を伴う活動を行う際は，児童に以下の点を確認させ，無理せず安全に行えるようにしてください。

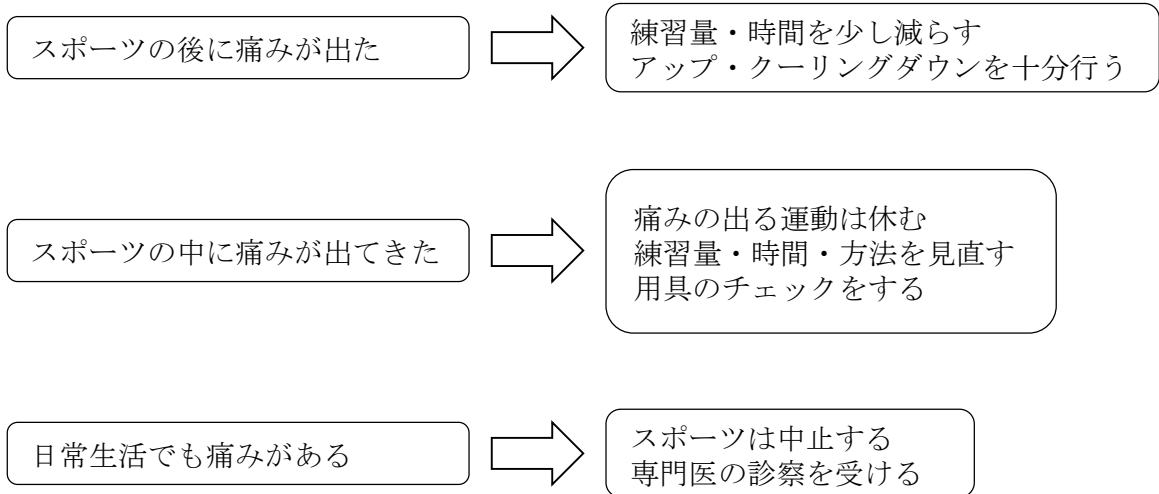
運動前のセルフチェックシート

該当する項目に○を付けて，ひとつでも×があったら運動は控えましょう。
 （昭和63年度日本体育協会スポーツ医科学研究「スポーツ行事の安全管理に関する研究」を参考に作成）

チェック項目		○	×
1	熱はないか	ない	ある
2	体はだるくないか	ない	だるい
3	昨夜の睡眠は十分か	十分	不十分
4	食欲はあるか	ある	ない
5	下痢はしていないか	ない	ある
6	頭痛や胸痛はないか	ない	ある
7	関節の痛みはないか	ない	ある
8	疲労感はないか	ない	ある
9	前回のスポーツの疲れは残っていないか	ない	ある
10	今日のスポーツに参加する意欲は十分か	ある	ない

(8) スポーツで痛みが出た時の対処

スポーツで痛みが出た時は、以下を参考に指導してください。



(9) けが防止のための体幹遊びの例

①一回転足じゃんけん



ただの足じゃんけんではなく回転も入れ、バランスをとりながら行う運動です。

- 1 円を書きます。
- 2 その円の中でお互いのタイミングを合わせながら、一回転して足じゃんけんをします。
- 3 じゃんけんもそうですが円の中から出てしまっても負けになります。

②体幹うで立てじゃんけん



その名の通り腕立て伏せの状態でのじゃんけんです。

- 1 向かい合わせでうで立て伏せの姿勢をとります。
- 2 お互いのタイミングでじゃんけんします。
- 3 30秒で何回勝ったかを競いましょう。

③じゃんけん馬跳び股くぐり



- 1 二人一組になりじゃんけんをして、負けた人は馬とびをし、次に素早く股の下をくぐり元の位置にもどります。
- 2 以上を一定時間、何度も繰り返します。

(10) 柏市医師会からの講師派遣による教員研修会の実施

柏市医師会へ講師派遣を依頼し、循環器系または整形外科に関する研修会を計画する。

(11) 独立行政法人日本スポーツ振興センターNAASH

『学校の管理下における歯・口のけが防止必携《ダイジェスト版》』を参照し、学校の管理下における歯・口のけがの防止に努める

歯・口のけがを防ぐための10か条

日頃からの管理と指導

- 1 朝、授業や活動の途中・前後に、健康観察をしましょう
- 2 食事、運動、休養、睡眠の調和のとれた生活と敏捷性や調整能力などの基礎的な体力づくりに努めましょう
- 3 施設・設備や用具、教室や運動場などの安全点検を行い、環境を安全に整えましょう
- 4 活動場所や内容、運動種目などに応じた安全対策をしましょう
- 5 危険な行動などを見つけたら、改善のための指導をしましょう
- 6 安全な活動や用具等の使用に関するルールを決め、お互いに守るようにさせましょう

危険を予測・回避するために

- 7 事故の事例や「ひやり・はっと」した場面などを題材に、危険予測・回避の学習をしましょう
- 8 体の接触、ボールやバット・ラケット等に当たることが多い運動では、マウスガードの着用も検討しましょう

けがをしてしまったら

- 9 けがをしたところを清潔にし、応急手当をしましょう
- 10 抜けた（欠けた）歯を拾って、速やかに歯科医を受診しましょう

<参考・引用文献一覧>

- 文部科学省 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』
(平成30年)
- 文部科学省 『運動部活動の在り方に関する調査報告書』 (平成9年)
- 文部科学省 『スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議 (タスクホース) 報告書』 (平成25年)
- 文部科学省 『学校における体育活動中の事故防止について (報告書) 』
(平成24年)
- 千葉県教育委員会 『安全で充実した運動部活動のためのガイドライン』
(平成30年一部改訂)
- 千葉県教育委員会 『持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン』
(平成30年一部改訂)
- 長崎県教育委員会 『運動部活動指導の手引』 (平成25年)
- 成田市教育委員会 『成田市小中学校部活動経営ガイドライン』 (平成28年)
- 日本体育協会 『スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック』 (平成25年)
- 日本体育協会 「スポーツ行事の安全管理に関する研究」 (昭和63年)
- 公益社団法人マナーキッズプロジェクト 『マナーキッズ体幹遊び手引き・36
事例集』 (平成27年)
- 柏市教育委員会・柏市スポーツ障害予防委員会 「楽しいスポーツのすすめ」
(平成16年)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターNAASH 『学校の管理下における歯・口のけ
が防止必携<ダイジェスト版>』 (平成20年)
- スポーツ庁・文化庁 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関す
る総合的なガイドライン』 (令和4年)
- 千葉県教育委員会 『地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ
活動の在り方に関するガイドライン』 (令和5年)

名 称：	特設クラブ活動のあり方に関するガイドライン (第4版)
発行者：	柏市教育委員会
発行日：	令和6年9月1日
連絡先：	柏市教育委員会 学校教育部 指導課 04-7191-7369